

Massie 議員、Restoring America's Leadership in Innovation Act を下院に上程

2018年7月11日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Thomas Massie 議員（ケンタッキー州、共和党）は、6月28日、Marcy Kaptur 議員（オハイオ州、民主党）と共に、特許改革法案「Restoring America's Leadership in Innovation Act」（H.R. 6264）¹を下院に上程した。

Thomas Massie 議員は、自身の発明で特許権を取得したことがあるなど、科学技術・特許制度への造詣が深く、この法案は、今議会において既に上院および下院に上程されている「STRONGER Patents Act²」と同様に、発明者・特許権者寄りの施策を提案するものとなっている。

米国の有識者らによると、本法案が今議会で成立する見込みは低いとのこと。

法案の概要は以下の通り。

- 米国発明法（AIA）で導入された先願主義を廃止して、先発明主義を復活させる。
- AIA で導入された当事者系レビュー（IPR）制度および付与後レビュー（PGR）制度を廃止する。
- 特許法第101条を改正して、「人間活動から独立し、かつ、人間活動に先立ち自然界で存在するもの、または、人間の心の中のみで存在するもの」を除く発明は、特許を受けられるものであることを明確化する。Alice Corp. v. CLS Bank International 事件最高裁判決が規定した発明概念（inventive concept）という要件を特許適格性判断基準から外すことを明確化する。
- 自動的な出願公開制度を廃止し、特許出願人が要望した場合のみ出願公開を行うこととする。
- 裁判において特許権侵害が認められた場合には、特許権者が回復不可能な損害を被ると推定する（特許権者の差止命令取得を難しくした eBay Inc. v. MercExchange LLC 事件最高裁判決を実質的に覆す）。

（以上）

¹ <https://cdn.patentlyo.com/media/2018/07/FinalPatentBill.pdf>

² STRONGER Patents Act の概要については、以下の記事を参照されたい。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20180415-3.pdf